

日本共産党の山本伸裕です。知事提出議案に対する反対討論を行ないます。

まず議案2号、平成28年度一般会計補正予算であります。この中に企業の農業参入促進・定着支援のための予算が盛り込まれております。熊本県は企業の農業参入を総合的に支援するとして農業への参入を検討している企業へのトップセールス、相談窓口の設置、セミナー開催や情報発信、さらには参入初期投資の軽減のための補助金、さらには経営力向上のための補助金や経営講座など手厚い支援事業を進めています。けれども私は、企業参入で地域農業が活性化するのだろうかという大きな疑念を持ちます。企業は利潤を出さないと成り立ちませんから、農業に進出しようと思えば、耕作放棄地は敬遠し平場の優良農地に集中する、そうなるとそこで営農する認定農業者などと競合することになります。水田や畑作は環境保全の役割が大きい一方で収益性が低いということになると、施設園芸など設けが見込める分野に集中することも懸念されます。採算が取れなければ当然撤退することも想定されます。本来ならば農地は地域の共同の財産として、将来にわたっての利用が求められるところでありますが、利潤追求が第一の企業に解放すれば、農地、あるいは農村地域に混乱と障害を持ち込むことになりはしないでしょうか。

熊本県の場合、平成21年度以降の6カ年累計で119件の企業からの参入実績があり、営農面積の28%が耕作放棄地、また撤退企業は今のところないとのことでもあります。地域農業の活性化と両立させたいという県担当課のご努力は理解しますが、しかし私は、本質的には農業の担い手は、現在も、将来も、自ら耕作に従事する人、家族経営、あるいは地域に基盤を持つ協同組織を基本にすべきであろうと思います。そのためにも、農家戸数を減らさず維持する。担い手を支援する施策が重要であろうと思います。

今回の熊本地震では、農地や牧野、道路や用排水路等の農業施設、また家畜舎や園芸施設等の生産施設、さらには製材所等の加工施設など、農林業関係に甚大な被害が生じ、今後の生産などへの深刻な影響が懸念されています。阿蘇市町村会、市町村議長会などからは被災

生産者等への生活維持が可能となる十分な財政的・技術的な支援措置を講ずることなどの要望書が議長あてに提出されています。

条件の不利な地域を含めて大小多様な農家がそこで暮らし続け、安心して農業に励める条件を整えることこそが求められており、そこに混乱と障害を持ち込みかねない企業参入は慎重であるべきであると考え、この予算計上には賛同しかねるものであります。

次に議案9号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案についてであります。

改正の内容は、第一に保育所及び幼保連携型認定子ども園の基準について、4階以上に保育室等を設ける保育所等が設けなくてはならない避難用の屋内階段の構造の基準見直し、第二に、保育所、幼保連携型認定子ども園および幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の基準について、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定子ども園および家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、一定の範囲内で、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の資格を有するものを保育士等とみなすことができるものとする。また、一定の条件の下、知事が保育士等と同等の知識および経験を有すると認めるものを配置することができるものとするというものであります。

これは児童福祉施設の設備および運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、関係条例の規定を整備するものであります。

避難用の屋内階段の構造については昨年、福祉施設などの一部に関し、排煙設備の設置義務を緩和する建築基準法の改定がおこなわれました。排煙設備とは、火災が発生した際に人々が煙によって避難が困難になることを排除することが目的で、円滑な避難活動を促し、人命を確保するための重要なものであります。提案されている改定内容は、保育園の避難用階段に設置されている防災設備である付室の排煙設備の設置義務をなくす、つまり排煙設備をつけなくてもよいと規制緩和するものであります。なぜこのような規制緩和を行なうのか、国交省は建築基準法改定の根拠として、廃校や空きビルといった既存ストックから、福祉施設への用途変更を促進することが狙いであると報じられています。

保育園の避難階段についての規制緩和は過去にも行なわれています。従来、保育室が4階以上にある場合は、屋内階段だけでなく避難用の屋外階段の設置が義務付けられておりました。しかしこの基準も緩和され、避難階段は屋内、屋外を問わず一つでよいとされました。火災などの非常時に、屋内階段を使って避難することが困難な場合にどうするのか、幼い子どもをつれて避難する際に安全を守るために規定された基準というものは、規制緩和するのではなくむしろ強化充実させることが、保育者・保護者の願いではないでしょうか。

今政府は待機児童解消のための対策として、保育所を増やす、あるいは定員を増やして多くの子どもを詰め込ませることができるようにする。民間会社が保育所運営に参入しやすいように、従来の設置基準を緩和する、あるいは本条例改定案の二つ目の内容にも関わりますが、保育士の配置基準の緩和なども行なわれています。そういった改革が政府主導の下で進められておりますけれども、子どもの安全を脅かすような基準の緩和は絶対に認めるべきではありません。安心して預けられる保育所へ、保育環境の向上、保育士の労働条件の改善を国や県、自治体の責任で進めることこそが必要であるということを強調し、議案9号には反対するものであります。

議案10号、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは県立多良木高校、球磨商業高校および南稜高校を廃止し、新たに県立球磨中央高校および南稜高校を新設するというものであります。2013年3月、当時多良木町の人口を大きく上回る3万2千筆もの署名が寄せられるなど、大きく広がった多良木高校の存続を求める世論と運動を強引に抑え込み、県教育委員会は再編整備計画の実施を全会一致で決定しました。今回の条例制定案はその決定に基づくものでありますけれども、当時熊日新聞でも「議論を尽くしたと言えるのか」と疑問を呈する社説が掲載されたように、住民の納得合意が得られたやり方とは到底いえないものであります。住民自治、住民合意をないがしろにする姿勢は地方創生にも逆行するものであります。そういったやり方を追認するわけにはまいりませんので反対します。

以上で討論を終わります。ひ県からの積極的な支援をお願いしたいと思います。